

地震での被害に関するよくある質問をまとめました。  
下記以外のご不明な点につきましては、ホームページからの**お問い合わせ**も可能です。あわせてご利用ください。

## 1. 住宅・家財への損害について

### (1) 地震の被害に遭ったら

Q. 地震の被害に遭いました。何か事前に用意しておくものはありますか。

<ご契約内容の確認>

電通共済生協でのご契約内容をご確認ください。ご不明な場合は「電通共済生協グループコールセンタ」または「組合員Web」でご確認ください。

<被災箇所の保存>

被災箇所の保存をお願いします。修理や片付けを進めるため保存が難しい場合は、「被災箇所（建物・家財）の現場写真※」と「修理のお見積書」を取得し、保管してください（被災箇所の確認をするため必要となります）。

※建物の全体像を含む被災箇所の写真が必要です。

### (2) 自然災害共済<おまかせ>

Q. 自然災害共済に加入していますが、地震による被害は保障されますか。

①ご契約の建物またはご契約の家財を収容する建物の損害額が**100万円を超える**場合は、「地震等共済金」のお支払い対象となります。

②建物の損害額が100万円以下の場合であっても、ご契約の家財の損害額が100万円を超える場合には、家財契約について「地震等共済金」のお支払い対象となります。

③ご契約の建物またはご契約の家財を収容する建物の損害額が**20万円を超え100万円以下の場合は「地震等特別共済金(標準:3万円・大型:4.5万円)」**のお支払い対象となります。ただし、加入口数が20口以上(住宅+家財)の場合に限ります。

④自然災害共済の<大型タイプ>については、**付属建物・付属工作物に20万円を超える損害があった場合、付属建物等特別共済金(3万円)**のお支払い対象となります。

ただし、住宅契約の加入口数が20口以上の場合に限ります。

(付属建物・付属工作物・・・物置・納屋・車庫・門・塀・垣根など)

### (3) 火災共済<すまいる>

Q. 地震により住宅の壁にひびが入りました。火災共済しか契約していませんが共済金の支払対象となりますか。

火災共済は地震による損害は対象となりません。地震による損害の保障は自然災害共済となります。

### (4) 総合(慶弔)共済 【現職組合員の方対象】

Q. 総合(慶弔)共済に加入をしていますが、地震による損害は保障されますか？

電通共済生協に現住所として届け出している住宅(借家、社宅なども含みます)の住宅・家財合計の損害額が20万円を超える場合は、「住宅災害見舞金」のお支払い対象となります。

## 2. お車（車両損害補償（マイカー共済））に関するお問い合わせ先

車両損害補償に「地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約」を付帯している方で、被共済自動車に全損の場合、お支払いの対象となります。

- 被害にあった方は…  
事故受付専用ダイヤル  
0120-0889-24  
(24時間365日受け付けています。)
- 契約内容・補償内容については…  
電通共済生協グループ コールセンタ  
0120-211-114  
(9:00～17:30、土・日・祝日はお休みさせていただきます。)

## 3. ケガをした場合について

### Q. 地震によるケガはどの共済商品で保障されますか？

医療・傷害<Myセーフティ>の傷害保障にご契約されている場合にお支払い対象となります。  
なお、交通災害共済<しぐなる>ではお支払い対象にはなりません。

傷害保障の事故受付に関しましては、ユアサポート（株）ホームページ「事故発生時のお手続き」からのお手続きをお願いします。

- ユアサポート（株）ホームページ  
<https://your-support.co.jp/>

その他、医療・傷害<Myセーフティ>に関するお問い合わせについては…  
電通共済生協グループ コールセンタ  
0120-211-114  
(9:00～17:30、土・日・祝日はお休みさせていただきます。)